

佐賀県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第二十二号

佐賀県立自然公園条例の一部を改正する条例

佐賀県立自然公園条例（昭和三十三年佐賀県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改め、同条第四項中「第二項の同意を得て」を「当該協議をし、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県立自然公園条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(公園事業の執行)</p> <p>第十条 略</p> <p>2 市町及びその他の公共団体は、知事に協議して、公園事業の一部を執行することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 第二項の規定による協議及び前項の認可の手続並びに当該協議をし、又は当該認可を受けて行う公園事業の執行に関して必要な事項は、知事が定める。</p>	<p>(公園事業の執行)</p> <p>第十条 略</p> <p>2 市町及びその他の公共団体は、知事に協議し、その同意を得て、公園事業の一部を執行することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 第二項の規定による協議及び前項の認可の手続並びに第二項の同意を得て又は当該認可を受けて行う公園事業の執行に関して必要な事項は、知事が定める。</p>